

## 人数制限について

- ▶ **感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合**  
人数上限は**収容定員まで**、**収容率の上限を100%以内**  
感染防止安全計画については、イベント開催の2週間前までに提出してください。
- ▶ **感染防止安全計画を策定しない場合**(収容人数 10,000 人以上の施設での開催)  
**収容率 50%以内** 感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表してください。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管をお願いします。
- ▶ **感染防止安全計画を策定しない場合**(収容人数 10,000 人未満の施設での開催)

### 大声なしのイベント

いずれか  
小さい方  
**収容率 100%以内**  
**人数上限 5,000人**

イベントの例

**音楽** クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

**演劇等** 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス

**舞踊** バレエ、現代舞踊、民族舞踊

**伝統芸能** 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞

**芸能芸** 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術

**公演式典** 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式

**展示会** 各種展示会、商談会、各種ショー

### 大声ありのイベント

いずれか  
小さい方  
**収容率 50%以内**  
**人数上限 5,000人**

イベントの例

**音楽** ロックコンサート、ポップコンサート

**スポーツイベント** サッカー、野球、大相撲

**公営競技** 競馬、競輪、競艇、オートレース

**公演** キャラクターショー、親子会公演

**その他** ライブハウス、ナイトクラブにおける各種イベント

※「大声あり」の定義について  
・通常よりの大きな声量で  
・反復・継続的に声を発すること  
これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを指す。

## イベント開催等における必要な感染防止策

### 飛沫の抑制や大声を出さないことの徹底

飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、マスクの正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

### 手洗、手指・施設消毒の徹底

こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す  
主催者側による施設内の定期的かつこまめな消毒の実施

### 換気の徹底

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気の徹底

### 来場者間の密集回避

入退場時の密集を回避するための措置の実施  
休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築  
大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保

### 飲食の制限

飲食時における感染防止策の徹底  
食事中以外のマスク着用の推奨  
長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外は自粛

### 出演者等の感染対策

有症状者は出演・練習を控えるなど、日常からの出演者の健康管理を徹底する  
練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する  
出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる

### 参加者の把握・管理等

チケット購入時又は入場時の連絡先の確認やアプリ等を活用した参加者の把握  
入場時の検温、有症状等を理由を入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実の防止  
時差入退場の実施や直行・チョッキの呼びかけ等のイベント前後の感染防止の注意喚起

## 問題が確認されたイベント主催者等への対応について

感染防止策の不徹底など問題が確認されたイベント主催者等に対しては、速やかな結果報告資料の提出や、実効的な改善策が策定・実施されると判断されるまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限 100%の適用を行わないこと等を要請する場合があります

※ 例示したイベントにおいても、大声での歓声や声援が想定されるか否かは、個別イベントの態様・実績等を踏まえながら、個別具体的に判断する必要があることに留意してください。  
※ 感染防止安全計画の提出ののち、徳島県が緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する旨の公示が行われ、当該措置を実施することとなった場合は、再度の感染防止安全計画の提出は必要ありませんが、ワクチン・検査パッケージ制度の適用を要請する場合があります。